

## 【裁判所提出書類等作成業務について】

裁判所提出書類等作成業務の手続き費用は、(1) 報酬、(2) 実費、(3) 消費税を合計した額になります。

$$\boxed{\text{手続き費用}} = \boxed{\text{(1) 報酬}} + \boxed{\text{(2) 実費}} + \boxed{\text{(3) 消費税}}$$

(1) 報酬 については、①基本報酬、②付随報酬、③日当・旅費、という体系をとらせて頂いています。

- ① 基本報酬は、訴状等の裁判所提出書類作成に関する報酬。
- ② 付随報酬は、訴状等に付随、関連する書類の作成や証拠書類、添付書類の収集等に関する報酬。
- ③ 日当・旅費は、事件処理のための出張に対する報酬。

それぞれの基準報酬額等を『矢部司法書士事務所報酬基準額表』に掲載しています。

(2) 実費は、①訴訟の手数料（収入印紙）、②予納郵券（切手代）、③予納金・保証金、④手数料（証拠書類、添付書類たる評価証明書、登記事項証明書、住民票、戸籍謄本等の交付手数料）、⑤電車代等の交通費実費等があります。

(3) 消費税は、皆様もご存知の税金です。(1) 報酬の5%をお預かりしています。

費 用	内 訳	内 容	備 考
	報 酬		基本報酬
		付随報酬	上記基本手続きに必要な付随、関連する事務報酬。添付資料等作成、取寄せ等。
		日当・旅費等	事件処理に必要な出張料。
実 費		収入印紙代	訴状等に貼付して収める手数料。
		予納郵券代	郵送費用を予め裁判所に納める。
		予納金・保証金	裁判所へ費用、担保として納める
		その他の費用	添付書類、証拠書類取得手数料（市役所等）郵送実費、電車代等。
	消費税	消費税	報酬×5/100